

東北町障害者活躍推進計画

機 関 名	東北町
任命権者	東北町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
東北町における障害者雇用に関する課題	<p>東北町においては、実雇用率2.17%、不足数0人であった平成25年6月以降、障害者の採用に力を入れて取り組んできたが、法定雇用率の引き上げや既存障害者職員の退職等もあり、令和2年3月末時点で、法定雇用率以上の障害者雇用を達成できていない。</p> <p>令和2年4月に障害者を新規雇用したため不足数は0人となる見込みだが、令和3年4月には法定雇用率の引き上げが予定されており、当町においてもさらなる体制整備や各種取組を実施し、計画期間中の法定雇用率達成を目指す。</p>
目 標	
①雇用に関する目標	<p>実雇用率について、次の数値目標とする。</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参 考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.78%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課総務係に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に採用した障害者、新たに障害者となった職員及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>